

長崎の牢屋

赤瀬 浩

江戸時代の罪と罰

「牢」とは、犯罪者の身柄を拘束しておく施設のよび名です。「牢獄」ともいい、今日の刑務所と似た施設ですが、刑務所は、一定期間身柄を拘束すること自体が刑罰であったり、懲役として作業をさせたり、更生を目的とした身体拘束機関ということで似て非なるものです。

江戸時代を通して、長崎には四つの牢が設けられました。当初は一つの牢でよかったものが時代の変化に応じて増設され、古い順にあげますと、桜町牢、溜牢、小島牢、長崎人足寄場となりました。

江戸時代の法律は「法令、法度、掟、定、御触」などよばれ、適用範囲や対象がわかりました。すべて箇条書きであったことから「条目」「条々」とよばれる事もありました。

「御触」というのは幕府が直接個人に向けた下命、禁止、教諭のことで、忘れられることもあったので、たびたび出されました。「達」というのは通常、役所や役人にむけて出されるものです。また、「自分位置」の原則によって、各藩には藩ごとの法律や裁判があり、幕府とは異なっていました。



長崎の牢屋位置図

幕府の裁判手続きは、「吟味筋」と「出入筋(公事)」にわかれ、「吟味筋」は、刑事に関するもので、厳密に扱われました。「出入筋」はほとんど関係者の内済で処置されました。牢屋に関するものは「吟味筋」。すなわち役人や奉行の吟味がありません。

江戸時代の司法は、取調べた者

溜牢

「溜牢」は、桜町牢の収容に耐えない病人、善良な百姓、不良行為の矯正のために預けられた者などを収容しました。市中ではなく浦上村山里におかれました。牢内には、職業訓練のための施設が設けられ、更生を目的としました。幕末には同じ目的の「長崎人足寄場」ができたため、廃止されました。

小島牢

「小島牢」は長崎奉行所ではなく、長崎代官所管轄の牢です。奉行所は老中傘下の遠国奉行、代官所は勘定奉行傘下と組織が違うため、同じ牢の使用は難しかったようです。

当初、長崎代官支配の農村は大きい事件もなく、村預で済んでいましたが、天草支配をまかされてからは、凶悪な犯罪者に手こずることに、勘定奉行や長崎奉行に訴えてようやく設置されました。常駐の牢役人はおらず、収容者がいるときには収容者の村から牢番を出させ、いなくなるまで閉じていました。牢の維持費は公費で賄いましたが、収容者の食費は村の負担でした。

幕末に「浦上四番崩れ」の信徒たちを収容したことで世界的に有名になりました。

長崎人足寄場

最後に「長崎人足寄場」です。まず、「人足寄場」の場所は黒黒町という記録しか残っておらず、くわしくは不明でしたが、長崎歴史文化博物館収蔵資料「千分の一街道図」に「徒刑場」という施設名が見え、今日の県交通会館付近であったことが明らかになりました。

「人足寄場」は、無宿人に職業訓練をほどこし帰村させることを目的に江戸ではじめられましたが、その主旨を忠実にまもったのが「長崎人足寄場」です。ここは、作業を中心とした職業訓練で収容者の矯正をはかり、わずかながら賃金を貯金させ自立をうながすという更生施設でした。今日の刑務所のもとになっている教育刑をとりいれた牢屋とみることもできます。

幕末には、桜町牢を上まわる百人以上の収容者がおりました。犯科帳には、それまでの所払いのかわりに「人足寄場」行きが命じられるようになり、懲役という刑罰が一般化しました。

が判決を下す「糾問手続」というものでした。そのため、客観的な証拠はさほど重要視されず、「自白」させることを取調べの目的としていました。自白をもとに「口書」をつくり、判決の根拠としていました。

町奉行や長崎奉行の権限では、死罪遠島の判決を決めることはできません。この権限を「手限」といいます。死罪遠島は江戸の老中が決めますが、決定できない場合は評定所に回って、奉行に差図しました。

したがって、長崎で捕縛された容疑者が吟味のうえ、死罪や遠島を命じられるまで、江戸とのやりとりや審議など、年を越えた時間が必要でした。また遠島は、船便が年一回など限定されていたために、さらに時間がかかりました。そこで、長期間拘留するために牢が必要となったのです。

桜町牢屋敷

長崎の牢屋を個別にみてみましょう。まず、まっ先につくられたのが「桜町牢屋敷」といい、江戸の小伝馬町牢屋敷にならぶ権威と格式をもっており、最初は南馬町につくられたものが桜町(今日の市役所別館)に移転し、明治のはじめまで使用されました。

牢内は夜間の静粛以外にきまりはなく、交談自由な空間でした。飲酒、博打、囲碁、将棋なども行われ、犯罪歴を誇る犯罪学校のようなところでした。牢役人が直接取り締まるのではなく、腕力のある者が実力、暴力、慣習で支配する自治に任ざれていました。

牢の小者に頼めば買物ができたので、金が支配する空間でもありました。多額の金をもつて入牢した者は特別扱いされ、金のない者は夜間に人知れず変死する「地獄の沙汰も金次第」の生き地獄でした。

食事は一人当たり一日玄米五合が支給され、副食は各自が買うか差入で調達していました。桜町牢は三棟に七つの部屋があり、揚り屋という身分の高い者の棟もあり、牢守一名牢番十名がおり、れつきとした奉行所の役人でした。

このように、長崎の牢屋は江戸に直結し、江戸に準じた制度のもとで変化をとげていきました。牢屋や刑務所といった施設の歴史も目をそらすず直視していくことが大切だと思います。

(長崎市長崎学研究所主幹)

風信

○長崎の八月と言えば「九日、原爆忌」の祈念式典にはじまる。北村西望先生に製作して戴き、平和公園に建設された「平和祈念像」は其の象徴である。

○次いで十三日よりお盆の行事が始まる。初盆の家では之の夜より初燈籠をともし、花火・音火矢をあげ、十五日の夜は精霊流しに出かける。其の夜おそく遠くより「もどり鉦」の音がきこえてくる。

○十六日は光源寺あめやの幽霊御開帳(午前10時〜午後三時)恒例の「柳川下り松の館」の御接待がある。(無料)

○八月は本協会主催の各行事、恒例により全て「夏休み」と致します。但し事務局の月水金は通常通り開所いたしております。

○先日、名古屋榎山女学園より「今年も恒例の学習研修旅行」をするので御協力下さいと来訪あり、各コース担当者と共に協議。

○今月各方面より御寄贈いただきました書籍

一、土肥原弘久氏より、「今籠町奉納記録」現在の「長崎くんち」行事の実に詳しい説明あり、大いに参考となりました。(著者刊・二〇〇〇円)

一、西日本文化協会より「西日本文化No.48」今回は標題に「人気の長崎県美術館」とあり「ハタあげ」「梅ヶ枝餅」等…。(西日本文化協会刊・七〇〇円)

一、らく(イーゾワークス社)より、「らくNo.36」昭和20〜30年代の長崎のなつかしい写真が多く特集されています。(旬イーゾワークス出刷・一〇〇〇円十税)

一、榎山女学園より「206年長崎修学旅行報告」第一編の唐人屋敷研究報告以下二十輯、学生の研究報告。立派な論考でした。

一、長崎経済研究所より「ながさき経済6/2011 No.332」概況編に「横這い圏内の動き」他造船・機械・観光・水産等。特に「長崎のお土産」の項。大いに参考になりました。

長崎歴史文化協会研究室

TEL 八二二一五四〇
十八銀行公会堂前出張所 2F

